

補助金及び融資制度

名称	こうち山の日推進事業費補助金
対象団体	市町村等、高知県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体
対象事業	「こうち山の日」の制定趣旨に沿った普及啓発に資する取組を総合的に支援する。 ・森づくり ①間伐 ②環境整備 ③植栽 ④竹林整備 ・木使い ⑤木工 ⑥木材普及 ・森林体験と教育 ⑦森林体験 ⑧森林環境教育
助成率	定額(事業実施主体が市町村等の場合は1/2) 補助限度額:上記①～⑧ 250千円
特記事項	公益社団法人高知県森と緑の会からの間接補助事業
問い合わせ先	林業環境政策課 木の文化担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4586

名称	山の学習支援事業費補助金
対象団体	(1)市町村、市町村教育委員会、学校組合、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に付属する小中学校等 (2)市町村等、高知県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体又は高知県内に居住する個人
対象事業	(1)「総合的な学習の時間」等において年間を通して森林環境学習を実践する事業 (2)山の一日先生を派遣する事業
助成率	定額(事業実施主体が市町村等の場合は1/2 (2)のみ) (1)補助限度額:50人未満 200千円 50人以上100人未満 400千円 100人以上200人未満 600千円 200人以上300人未満 800千円 300人以上 1,000千円 (2)補助限度額:750千円
特記事項	公益社団法人高知県森と緑の会からの間接補助事業
問い合わせ先	林業環境政策課 木の文化担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4586

名称	高知県緑化促進事業費補助金
対象団体	市町村及び市町村教育委員会(以下「市町村等」という。)、社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体(政治団体又は宗教団体は除く。)等であって、補助事業完了後も責任をもって継続的に樹木の育成管理を行えるもの
対象事業	郷土樹種を活用した、モデル的な緑化における植樹及び樹木展示に要する経費(樹木・プランター購入費、運搬費、土壌改良費、産業廃棄物運搬処理費(前生樹等がある場合、前生樹の撤去費用を含む。)、工事請負費及び設計・測量・調査委託料(ただし、外注した場合に限り補助対象経費とする。))
助成額	下記の助成率により予算の範囲内で補助。
助成率	市町村等、教育・保育施設:10分の10以内 上限600万円/事業 その他:2分の1以内(ただし大企業に該当する場合は3分の1以内) 上限600万円/事業
問い合わせ先	林業環境政策課 木の文化担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4586

名称	造林事業(森林環境保全整備事業)
対象団体	市町村、森林組合、生産森林組合、森林経営計画作成主体 等
対象事業	森林環境保全整備事業 ①森林環境保全直接支援事業 持続的な森林経営を実現するため、森林経営計画の作成者等が施業の集約化を通じて計画的に行う搬出間伐等の森林整備 ②特定森林再生事業 自然条件等の理由で更新が困難な森林の人工造林等
助成額	知事が定める標準事業費に対する補助率以内
助成率	森林環境保全整備事業 ①森林環境保全直接支援事業 ②特定森林再生事業 知事が定める基準で査定した額の4/10
問い合わせ先	安芸林業事務所 (TEL: 0887-34-1181) 中央東林業事務所 (TEL: 0887-53-0655) 嶺北林業振興事務所 (TEL: 0887-82-0162) 中央西林業事務所 (TEL: 088-893-3612) 須崎林業事務所 (TEL: 0889-42-2371) 幡多林業事務所 (TEL: 0880-35-5977) 木材増産推進課 (TEL: 088-821-4602) 各地域の森林組合

名称	高知県みどりの環境整備支援事業
対象団体	県が補助する森林整備事業(造林事業)の実施主体
対象事業	みどりの環境整備支援事業 CO2吸収効果の高い人工林の除伐、保育間伐を促進することで、森林の荒廃を防止し、森林の持つ公益的機能が効果的に発揮されるよう森林を整備 (森林環境譲与税を財源とした市町村の交付金等を受ける事業を除く) (1)除伐(不用木の除去)…3～5齢級 (2)保育間伐A(不良木の淘汰)…3～7齢級 保育間伐B(伐採木の平均胸高直径が18cm未満の不良木の淘汰)…3～9齢級 保育間伐D(不良木の淘汰)…3～9齢級 保育間伐E(不良木の淘汰)…8～9齢級
助成額	定額 除伐=42,000円/ha 保育間伐A=46,000円/ha 保育間伐B=42,000円/ha 保育間伐D=44,000円/ha 保育間伐E=28,000円/ha
助成率	定額
問い合わせ先	安芸林業事務所 (TEL: 0887-34-1181) 中央東林業事務所 (TEL: 0887-53-0655) 嶺北林業振興事務所 (TEL: 0887-82-0162) 中央西林業事務所 (TEL: 088-893-3612) 須崎林業事務所 (TEL: 0889-42-2371) 幡多林業事務所 (TEL: 0880-35-5977) 木材増産推進課 (TEL: 088-821-4602) 各地域の森林組合

名称	森の工場活性化対策事業
対象団体	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業者等
対象事業	森の工場における搬出間伐等の施業の推進に必要な次の事業に対して支援する。 1 森の工場活性化対策事業費補助金 ①間伐材搬出支援事業 6齢級～標準伐期齢の2倍までの人工林における搬出間伐に要する経費 ②作業道整備事業 効率的な作業システムの構築に必要な路網の整備に要する経費 2 林内路網アップグレード事業費補助金 木材の安定供給及び効率的な木材搬出のための路網の改良・災害復旧等に要する経費
助成額	1-①:一般用材並びにチップ等端材(間伐材) 下限30m³/ha、上限80m³/ha 補助対象期間は森の工場ごとに新規承認から5か年間 ただし、台風や豪雨による路網の災害復旧及び新型コロナウイルスの影響によるものは最大5年間延長できる 2 : 1か所の補助金が10万円以上であること
助成率	1-①: 定額900円/m³ 1-②: 造林事業等の補助対象事業費(木材安定供給推進事業にあつては査定事業費)の12%以内 (造林事業の補助率が10分の4である場合にのみ、当該事業の補助対象とする) ただし、造林事業等の補助金額と当事業の補助金額の合計が事業費(実行経費)を上回る場合は、事業費から造林事業等の補助金額を差し引いた額以内 2 : コンクリート路面工、路盤工、路面整備…定額 改修又は補強・復旧…50%以内
問い合わせ先	木材増産推進課 原木増産担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4876 FAX 088-821-4576 E-mail 030301@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金
対象団体	①社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体等 ②社会福祉法人、学校法人、財団法人、その他認可外保育施設等
対象事業	①木材活用施設等整備 玄関・ロビーその他県民の目に触れる機会が多い公的空間における、内外装の木質化及び木製品の導入を行う事業 ②学校関連環境整備 県内の幼稚園、保育施設、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、その他子どもたちの利用が多い放課後児童クラブや図書館などの木質化、木製品の導入を行う事業
助成額	次の上限額と下記の助成率によって予算の範囲内で補助 ◆上限額 ①②:1施設当たり4,000千円及び1事業者当たり5,000千円まで (ただし、小・中学校の内装木質化については限度額10,000千円) ◆下限額 ①②:補助金額25,000円以上
助成率	1/2以内
問い合わせ先	木材産業振興課 需要拡大担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4593 FAX 088-821-4594 E-mail 030501@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	高知県木質資源利用促進事業費補助金
対象団体	市町村、農業協同組合、民間事業者等
対象事業	森林資源を活かした循環型社会の形成、新たな産業及び雇用の創出、2050年カーボンニュートラルの実現並びに2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、木質バイオマスエネルギーの地域循環利用の促進を図るため、事業主体が木質バイオマス利用施設の整備や木質バイオマスの利用を行う事業 ◆事業メニュー ①木質バイオマス利用施設等整備 木質バイオマスエネルギー利用施設及び加工流通施設の整備に要する経費 〔対象施設〕 木質資源利用ボイラー、吸収冷凍機、木質燃料製造施設等 ②熱利用原木確保緊急対策 熱利用向け木質燃料製造に必要な原木の仕入れに係る経費 〔対象経費〕原木購入費 ③木質バイオマス利用コスト支援 燃焼灰を取り扱うために必要な経費 〔対象経費〕回収・運搬費、検査・分析費、処分費等 ④地域脱炭素移行・再エネ推進 木質バイオマス熱利用設備の導入に要する経費 〔対象施設〕 木質資源利用ボイラー等
助成額	下記の助成率により予算の範囲内で補助。ただし対象事業のうち②については上限額あり
助成率	①2/3以内、1/2以内、1/3以内、15%以内(一部上限あり) ②1/2以内、上限2,000円/t ③1/2以内 ④2/3以内
問い合わせ先	木材産業振興課 加工促進担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4591 FAX 088-821-4594 E-mail 030501@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	こちの木の住まいづくり助成事業費補助金
対象団体	・高知県内に住宅を建築・取得される方※ ・高知県内に住宅を所有されている方でリフォーム工事をされる方※ ※賃貸を目的とするものを除く
対象事業	・高知県内に建築する木造住宅（一部非木造混構造含） ・高知県内に存在する既存木造住宅（一部非木造混構造含） ＊内装木質化にあつては、住宅であること ①延べ面積の過半の用途が住宅であること。 ②新築、増築の場合は、基本部位の80%以上に高知県内産乾燥木材を使用すること。 ③リフォームの場合は、リフォーム工事部分に高知県内産乾燥木材を使用すること。 ④「瑕疵担保責任保険加入住宅」であること。 ⑤住宅の引渡前、またはリフォーム工完了前に申込を行うこと。
助成額	①基本部位、その他の部位 県内産JAS製品の使用量1㎡当たり20,000円 県内産JAS製品以外の使用量1㎡当たり11,000円 ②内装木質化（居室に限る。押入及び収納部分を除く） 高知県内産乾燥木材の使用面積1㎡当たり2,000円 ③長期優良認定住宅の場合は、1棟あたり10万円を加算 ④児童手当を受ける児童が2人以上居る場合は②で算出された金額を加算 ※①+②+③+④の合計金額の上限は80万円 （予算の範囲内）
助成率	・地域型住宅グリーン化事業のうち、地域材加算がないものと併用可能 ・地域型住宅グリーン化事業と併用する場合は、長期優良住宅の加算（10万円）は不可 ・補助対象経費が区分できる場合は、住宅耐震化促進事業と併用可能
問い合わせ先	木材産業振興課 需要拡大担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4592 FAX 088-821-4594 E-mail 030501@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金
対象団体	高知県内の次のいずれかに該当する団体 (1)公益社団法人又は公益財団法人 (2)県内で特定非営利活動を行う特定非営利活動法人 (3)地球温暖化防止県民会議の会員(市町村を除く。以下「会員」という。)又は会員が代表構成員となる実行委員会が事業主体となり、高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業を行うもの (4)地域の多様な主体から構成された協議会 (5)非営利の任意団体で規約等が定められており、継続的な活動が行われている団体
対象事業	「高知県環境基本計画第五次計画」を効果的に実行するため、県の環境政策と連携した取組を総合的に支援する。 1 一般事業 環境基本計画が目指す低炭素・循環型・自然共生の3つの社会づくりの方向性に沿った県内で行う取組であり、かつ、環境基本計画の対象となる次に掲げる5分野のいずれかに資すると認められるハード事業及びソフト事業とする。 (1)地球温暖化への対策 (2)循環型社会への取組(3Rの推進等) (3)自然環境を守る取組 (4)環境ビジネスの振興 (5)環境を守り育てる人材の育成 2 ステップアップ事業 一般事業の実施を目指すために必要となるソフト事業
助成額	1 一般事業 : 1団体当たり10万円以上、50万円以下 2 ステップアップ事業 : 1団体当たり20万円以下
助成率	定額
問い合わせ先	自然共生課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4554

名称	高知県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金
対象団体	・環境保全型農業を実践する生産者組織 ・有機JAS認定を受ける生産行程管理者 ・有機農業に取り組む農業者が組織する団体 ・施設園芸において脱炭素に取り組む生産者組織
対象事業	①化学合成農業低減に必要と認められる資材・設備等の導入に要する経費 ②常温煙霧機の導入に要する経費 ③養液栽培における廃液処理装置の導入に要する経費 ④有機JAS認定に要する認定手数料(基本料金、検査員人件費、検査員旅費等) ⑤有機農業に取り組む農業者が組織する団体が、有機栽培技術習得・実証に要する経費 ⑥施設園芸において燃油使用量及び二酸化炭素排出量の低減に有効なヒートポンプの導入に要する経費
助成額	次の補助対象限度額と下記の助成率によって予算の範囲内で補助 ① 50万円/10a ② 上限なし ③ 200万円/台 ④ 15万円/件 ⑤ 20万円/団体 ⑥ 上限なし
助成率	1/3以内(①、②、③、⑥)、1/2以内(④、⑤)
問い合わせ先	環境農業推進課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4545 FAX 088-821-4536 E-mail 160501@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	環境保全型農業直接支払交付金
対象団体	1 対象者は、農業者の組織する団体を基本とする(国の掲げる要件を満たしたうえで市町村が特に認める場合は単独で対象者となる場合もある)。 2 1の団体の構成員又は単独で対象者と特に認められる農業者は次の要件を満たす必要がある。 ①主作物※について、販売することを目的に生産を行っていること ②みどりのチェックシートの取組を実践していること ③環境保全型農業の取組を広げる活動に取り組むこと ※主作物・・・化学肥料及び化学合成農薬の使用を県慣行レベルの原則5割以上低減する取組又は有機農業の取組対象の作物
対象事業	○化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから5割以上低減する取組と ①カバークロップ ②堆肥の施用 ③リピングマルチ ④草生栽培 ⑤不耕起播種 ⑥長期中干し ⑦秋耕 ⑧冬期湛水管理 ⑨土着天敵の温存利用技術 ⑩インセクタリアープランツの植栽 のいずれかを組み合わせた取組 ○有機農業の取組 (化学肥料、化学合成農薬を使用しない取組)
助成額	取組面積10aあたり ①6,000円以内、②4,400円以内、③5,400円以内、④5,000円以内 ⑤3,000円以内、⑥800円以内、⑦800円以内、⑧8,000円以内 ⑨8,000円以内、⑩8,000円以内 有機農業は12,000円以内 (ただし、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り2,000円を加算)
助成率	定額(国1/2、県1/4、市町村1/4)
特記事項	市町村によっては、本事業に取り組んでいない場合がありますので、事前に市町村にご確認ください。
問い合わせ先	環境農業推進課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4545 FAX 088-821-4536 E-mail 160501@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	多面的機能支払交付金 (農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同))
対象団体	農業者及び地域住民等で構成される集落ぐるみでの共同活動実践組織(以下、「活動組織」という)
対象事業	農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴い、適切な保全管理が困難になった農地法面の草刈りや農業用水路の泥上げといった農業用水路や農道等の資源保全活動【基礎活動】、農村の自然環境や景観の保全等の活動【農村環境保全活動】に要する経費を交付する仕組みです。 【基礎活動:農地維持支払交付金】 ・農地や農業用水等の資源を維持、保全する取組 【農村環境保全活動:資源向上支払交付金(共同)】 ①生態系を保全する活動 (生物の生息状況調査や在来生物の育成等) ②水質を保全する活動 (水質モニタリング調査等) ③景観形成や生活環境を保全する活動 (農用地等を活用した景観形成活動等) などの、農村の環境を保全し、向上させる取組
助成額	定額(対象農用地10アール当たり) 【基礎活動:農地維持支払交付金】 田:3,000円 畑:2,000円 草地:250円 【農村環境保全活動:資源向上支払交付金(共同)】 ①資源向上支払交付金(長寿命化)に係る活動には取り組まない活動組織 田:2,400円 畑:1,440円 草地:240円 ②資源向上支払交付金(長寿命化)に係る活動にも取り組む活動組織、及び農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上活動に取り組んでいる活動組織 田:1,800円 畑:1,080円 草地:180円
問い合わせ先	農業政策課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4511 FAX 088-821-4519 E-mail 162201@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	中山間地域等直接支払交付金
対象団体	以下のいずれかに該当する者 (1)集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等 (2)個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者等
対象事業	中山間地域等で取り組まれている農業生産活動は、洪水や土砂崩れの防止や美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体に及ぶ効果(農業の有する多面的機能)をもたらすものです。 農業の有する多面的機能を発揮するため、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め(協定)を締結し、それに従って農業生産活動等を行う農業者等に面積に応じて一定額を交付する仕組みです。 1 制度の対象となる地域及び農用地 地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地 2 対象行為 交付金の交付の対象となる行為は、協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等 【農業生産活動等(必須事項)】 適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、農道の草刈り、水路の清掃、農地法面の定期点検(崩壊防止)、協定農用地への柵・ネットの設置(鳥獣害の防止)等 【多面的機能を増進する活動(選択的事項)】 土壌流亡に留意した営農、体験民宿(グリーン・ツーリズム)、魚類や昆虫類の保護(ビオトープの確保)、冬期湛水や不作付地での水張りによる鳥類の餌場の確保、景観作物の作付等
助成額	定額 (対象農用地10アール当たり) 田:急傾斜(1/20以上)21,000円、緩傾斜(1/100以上)8,000円 畑:急傾斜(15度以上)11,500円、緩傾斜(8度以上)3,500円 草地:急傾斜(15度以上)10,500円、緩傾斜(8度以上)3,000円 採草放牧地:急傾斜(15度以上)1,000円、緩傾斜(8度以上)300円
問い合わせ先	農業政策課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4511 FAX 088-821-4519 E-mail 162201@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	(1)高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金 (2)高知県水産多面的機能発揮対策推進支援交付金
対象団体	(1)高知県環境生態系保全対策地域協議会 (2)市町村
対象事業	(1)交付金対象活動組織の実施する保全活動を高知県環境生態系保全対策地域協議会が支援する事業 (2)市町村が保全活動支援事業の交付対象となる対象活動組織の保全活動を指導・確認する事業
助成額等	(1)事業費に要する経費の15%以内(上限30万円※) (2)定額 ※「海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理」については、事業に要する経費の15パーセント以内かつ予算の範囲内において、必要な経費を支給
問い合わせ先	水産業振興課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4829 FAX 088-821-4528 E-mail 040401@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	農山漁村地域整備交付金 (漁港漁村環境整備事業)
対象団体	都道府県、市町村
対象事業	漁港背後の漁業集落等における生活環境の改善を図るため、以下の事業を行う。 (1)衛生関連施設 漁業集落排水施設整備、水産飲雑用水施設整備、地域資源利活用基盤整備、用地整備 (2)防災関連施設 漁業集落道整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備、土地利用高度化再編整備、用地整備
助成額	(助成額の要件なし)
助成率	国:事業費の1/2、県:事業費の11%
特記事項	事業の採択要件 (1)対象集落要件 漁港背後の漁業依存度又は漁家比率1位の漁業集落等 (2)人口要件 対象集落の規模 人口100人以上、5,000人以下等 (3)事業費要件 全体事業費 300万円以上 ※機能診断と機能保全計画策定のみの場合は、300万円未満可
問い合わせ先	漁港漁場課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4615 FAX 088-821-4529 E-mail 040501@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	高知県浄化槽設置整備事業費補助金
対象団体	市町村
対象事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止及び快適な生活環境の創造を図るため、浄化槽を設置する個人に設置費を補助している市町村に対し、補助する。
助成額	(1)県の定めた補助基準額 5人槽 332千円 7人槽 414千円 10人槽 548千円 (2)市町村が定めた補助基準額 助成額は(1)(2)を比較していずれか少ない金額の1/3 (環境配慮・防災まちづくり整備推進事業又は離島は、1/4)
問い合わせ先	公園上下水道課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 TEL 088-823-9851 FAX 088-823-9036 E-mail 171801@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	高知県海岸漂着物等処理推進事業費補助金
対象団体	高知県内の市町村
対象事業	(1) 海洋ごみの回収・処理に係る事業(民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。)&及び海洋ごみの回収・処理に係る調査研究の事業 (2) 海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業(民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。)
助成額	上限規定なし:予算の範囲内
助成率	(1) 離島振興対策実施地域(離島振興法第2条第1項) ・・・9/10 (2) (1)に該当する地域の確認漂着木造船等の回収・処理に係る事業 ・・・9.5/10 (3) (1)以外の地域の過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 第2条第1項)、半島振興対策実施地域(半島振興法第2条第1項) ・・・8/10 過疎法付則第5条第一項の規定に基づく特定市町村 ・・・7.2~8.0(8.6~9.0) ※()内は確認漂着木造船等 過疎法付則第5条第一項の規定に基づく特別特定市町村 ・・・7.2~8.0(8.6~9.0) ※()内は確認漂着木造船等 (4) (3)に該当する地域の確認漂着木造船等の回収・処理に係る事業(特定市町村及び特別特定市町村を除く) ・・・9/10 (5) (1)、(2)以外の地域 ・・・7/10 (6) (5)に該当する地域の確認漂着木造船等の回収・処理に係る事業 ・・・8.5/10
問い合わせ先	港湾・海岸課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-2-20 TEL 088-823-9887 FAX 088-823-9657 E-mail 175001@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	再生可能エネルギー活用事業費補助金
対象団体	高知県内の市町村等(一部事務組合、広域連合等)
対象事業	(1)再生可能エネルギー事業化促進事業 再生可能エネルギーを活用した具体的な事業の実施を目的として行う可能性調査・現地測量等の各種調査業務、事業化のための仕組みづくり(ビジネスモデルの検討等)及び各種の設計業務など事業化に至るまでの間で実施が必要な事業。 (2)再生可能エネルギー活用促進普及事業 再生可能エネルギーの活用を促進するための地域の「核」となる人材づくりや協議会等の組織づくり及び再生可能エネルギーを活用した事業実施に向けた協議・検討作業並びに広報活動等の普及啓発事業に対する支援事業。
助成額	(1)上限規定なし:予算の範囲内 (2)定額50万円以内
助成率	(1)事業費の1/2以内 (2)定額
問い合わせ先	公営企業局 電気工水課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4622 FAX 088-821-4626 E-mail 610301@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	物部川水源の森整備事業費補助金
対象団体	香美市、香南市
対象事業	香美市及び香南市に位置する私有林のうち、杉田ダム上流の人工林において実施される次の間伐事業を対象とし、高知県林業振興・環境部が所管する所定の間伐補助事業に採択されたもの。 (1)切捨て及び巻き枯らし間伐 (2)搬出間伐
助成率	(1)高知県林業振興・環境部の要綱で定める標準事業費の10分の1以内 (2)1m3当たり1,000円
問い合わせ先	公営企業局 電気工水課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4622 FAX 088-821-4626 E-mail 610301@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	中小企業等融資制度 次世代施策推進融資
対象企業	●脱炭素化(省エネ化含む、以下同じ)にかかる取組について事業計画書等 を作成した県内中小企業者等 ●デジタル化にかかる取組について事業計画書等を作成した県内中小企業者等 ●グローバル化にかかる取組について事業計画書等を作成した県内中小企業者等 ○グリーン診断(省エネ診断)を受診すること(脱炭素化にかかる取組のみ) ○県税を滞納していないこと (○ 必ず該当 ● いずれかに該当)
資金使途	脱炭素化(省エネ化含む)、デジタル化及びグローバル化にかかる運転資金及び設備資金
貸付限度額	1億円
償還期間	7年以内(うち据置1年以内)、10年以内(うち据置2年以内) 15年以内(うち据置3年以内)、20年以内(うち据置3年以内) ※15年以内(うち据置3年以内)及び20年以内(うち据置3年以内)は、脱炭素化にかかる取組の場合のみ
特記事項	〔金利〕 償還期間が7年以内の場合:1.87%以内 償還期間が10年以内の場合:2.07%以内 償還期間が15年以内の場合:2.27%以内 償還期間が20年以内の場合:2.47%以内 〔保証料〕 償還期間が7年以内の場合:0.12%~0.49% 償還期間が7年超の場合:0.11%~0.42%
問い合わせ先	経営支援課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 TEL 088-823-9695

名称	高知県中小企業設備資金利子補給制度 (脱炭素化枠)
対象企業	○経営計画等に基づき、生産性の向上に資する設備投資 (ソフトウェア等含む)の融資を受けた県内中小企業者等 ○グリーン診断(省エネ診断)を受診すること (○ 必ず該当)
利子補給期間	10年以内
利子補給の 対象融資額 上限	①経営計画・事業戦略型:2,000万円 ②先端設備等導入計画型:5,000万円 ③生産性向上計画型:1億円
補給率	1%以内
特記事項	生産性向上計画型は製造業のみが対象
問い合わせ先	経営支援課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 TEL 088-823-9695

名称	高知県住宅断熱改修費補助金
対象企業	市町村
対象事業	既存戸建て住宅の断熱改修を行う所有者等を対象に市町村が行う住宅断熱改修費補助事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。
助成率	補助対象経費の3分の1以内でかつ、補助事業者が間接補助事業者へ補助する額の10分の10以内(限度額:120万円/戸)
問い合わせ先	住宅課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 TEL 088-823-9862 FAX 088-823-2999 E-mail 171901@ken.pref.kochi.lg.jp